第十七条第一項第二号中「並びに同項第九号及び第十五号」を「及び同項第十四号」に改め、同項第三号中「第十五号から第十七号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第七号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十八号及び第十九号」を「第十五条第一項第十七号及び第十八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第九号」及び「それぞれ」を削り、「除く。）」を「除く。）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）」に、「第十四号」を「第十三号」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に、「第十五条第一項第二十号」を「第十五条第一項第十九号」に、「第七号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第二十七条」を「第二十五条」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「同項第十七号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「及び第九号」を削り、「並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号」を「及びこれに関連する同項第二十四号」に、「同条第二項第五号及び第六号」を「第十五条第二項第五号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同条第二項第八号」を「同条第二項第七号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五号から第十七号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改める。

第二十二条第一項中「、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十九号」を「及び第十五条第一項第十八号」に改める。

附則第八条の二第二項中「平成十九年法律第四十号。」を削る。

附則第八条の七の次に次の一条を加える。

（改正前中小強化法等に係る業務の特例）

第八条の八　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号。以下この条において「経営承継円滑化法等改正法」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる経営承継円滑化法等改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第七十二条の規定により行う業務

二　改正前中小強化法第七十二条第一項第二号の出資に係る株式の管理及び処分の業務

三　経営承継円滑化法等改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条の規定により行う業務

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の七」を「第八条の八」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第二十号」を「第十五条第一項第十九号」に、「除く。）」を「除く。）並びに附則第八条の八第一号（第三号に掲げるものを除く。）、第二号及び第三号の業務」に、「第八号」を「第六号」に改め、同表第十八条第一項第三号の項を次のように改める。

第十八条第一項第三号	業務並びに附則第八条の二第一項の業務、附則第八条の四第一項に規定する業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）、附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに係るものに限る。）及び附則第八条の八第一号の業務（改正前中小強化法第七十二条第一項に規定するものに係るものに限る。）のうち	業務のうち

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「第八条の七」を「第八条の八」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に、「業務並びに」を「業務、」に、「限る。）」を「限る。）並びに附則第八条の八第一号の業務（改正前中小強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。）」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の七」を「第八条の八」に改める。

及びこれに関連する同項第二十四号	並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）、附則第八条の四第一項第二号に掲げるもの（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号
第十五条第二項第五号に掲げる業務	同条第二項第五号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）、附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに係るものに限る。）並びに附則第八条の八第一号及び第四号の業務（それぞれ改正前中小強化法第七十二条第二項に規定するものに係るものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日

三　第五条中産業競争力強化法第百三十四条第二項の改正規定（同項第一号に次のように加える部分及び同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改める部分を除く。）、同法第百三十六条第二項の改正規定（同項第二号中「同号ロ」の下に「及びハ」を加える部分を除く。）及び同法第百四十条第二号の改正規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第十六条第一項の異分野連携新事業分野開拓計画の認定の申請であって、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に改正前中小強化法第十六条第一項の認定を受けている異分野連携新事業分野開拓計画及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける異分野連携新事業分野開拓計画に関する計画の変更の認定、軽微な変更の届出及び認定の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。